

# 釣りをする際の注意点

## キャッチ&リリース

釣ったオオクチバスなどをその場で放すいわゆる「キャッチ&リリース」は外来生物法では規制されません。ただし、自治体によっては独自に「キャッチ&リリース」を条例で禁止している場合があるので注意が必要です。

## 釣り大会などで...

外来生物法は釣りをすること自体を規制するものではありませんが、次の注意が必要です。

○ 釣ったオオクチバスなどは、釣り大会終了後は生きたまま保持することはできません。  
(本法で規制される「保管」に当たります)

○ 釣ったオオクチバスなどを、湖周道路など釣った湖沼・河川の外に持ち出したり、釣った湖沼や、河川の一定水域以外の湖沼・河川に運び移す行為は認められません。  
(本法で規制される「運搬」に当たります)  
(湖周道路などに至らない公園、マリーナ、漁港等での取扱いは本法で規制されません)

○ 釣ったオオクチバスなどの取扱いは、リリースまで、釣り人自らが行わないといけません。例えば、釣り大会での検量行為は大会主催者が行うときも釣り人が立ち会い、そのリリースも釣り人が行ってください。  
(リリースを大会主催者に任せることは、本法で規制される「譲渡し等」に該当します)

注) オオクチバスなどを釣ってその場で絞める場合は、その後の取扱いは本法で規制されません。

# 外来生物被害予防3原則

～侵略的外来生物による被害を予防するために

## 1. 入れない

～悪影響を及ぼすかもしれない外来生物をむやみに日本に入れない

## 2. 捨てない

～飼っている外来生物を野外に捨てない

## 3. 拡げない

～野外にすでにいる外来生物は他地域に拡げない

外来生物は人間生活と密接にかかわりを持っていることが多くその問題は日常生活に密着した問題であるため国民の皆様一人一人のご理解と適切な対応が求められています

外来生物に関わる際には、この原則を心にとめ適切な対応とご理解・ご協力を、切にお願いします

生き物を飼育する場合はその生き物の寿命、成長したときの大きさ性格や生態といったことを十分調べた上で責任を持って終生飼育してください

## お問い合わせ先

### 環境省自然環境局野生生物課

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

電話: 03-3581-3351(代表)

FAX: 03-3581-7090

### 外来生物法ホームページ

<http://www.env.go.jp/nature/intro/>



# 外来生物法

環境省・農林水産省

## 釣りをされる方へ

2005年6月1日から  
外来生物の新しい  
規制が始まりました

▼オオクチバス



▼コクチバス



©(独)水産総合研究センター



▲チャンネルキャットフィッシュ



▲ブルーギル

写真提供  
(財)自然環境研究センター

# 外来生物とは

もともとその地域にいなかったのに  
人間活動によって他地域から入ってきた生物のことを指します。

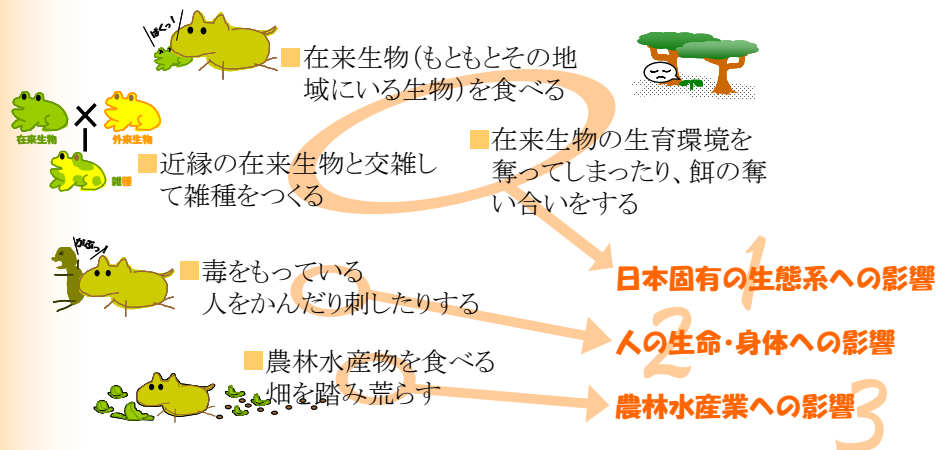
日本の野外に生息する外来生物の数は2,000種を超えるといわれています。  
これらは、意図的・非意図的に関わらず、日常的に外国などからやってきます。

外来生物の中には、農作物や家畜、ペットのように  
私たちの生活に欠かせない生物もたくさんいます。  
一方で、定着（帰化）している・していないに関わらず  
地域の自然環境などに大きな影響を与えるものもいて  
これらを侵略的な外来生物といいます。

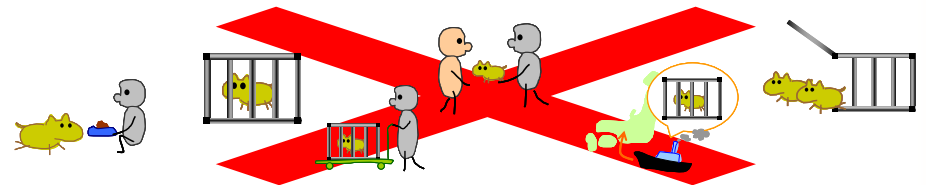
外来生物法では  
生態系、人の生命・身体、農林水産業に  
悪影響を与えるもの、与えるおそれのある侵略的な外来生物を  
特定外来生物として指定し  
飼育・栽培・保管・運搬・販売・譲渡・輸入などを規制すること  
野外にいる特定外来生物の防除を進めることで  
侵略的な外来生物の被害を防止することを  
目的としています。

特定外来生物のうち魚類については  
オオクチバスなどが特定外来生物に指定されています。  
釣りを行う際には一定の注意が必要です  
このリーフレットをよくご覧ください。

## 外来生物が引き起こす3つの悪影響



## 特定外来生物は飼育・栽培・保管・運搬・販売・譲渡・輸入・野外に放つこと



### などが原則として禁止されます

※これらの項目に違反した場合、最高で  
個人の場合懲役3年以下もしくは300万円以下の罰金、法人の場合1億円以下の罰金が科されます

#### 哺乳類

タイワンザル  
 カニクイザル  
 アカゲザル  
 アライグマ  
 カニクイアライグマ  
 ジャワマングース  
 クリハラリス(タイワンリス)  
 トウブハイロリス  
 ヌートリア  
 フクロギツネ  
 キョン

#### 爬虫類・両生類

カミツキガメ  
 グリーンアノール  
 ブラウンアノール  
 ミナミオオガシラ  
 タイワンスジオ  
 タイワンハブ  
 オオヒキガエル

#### 昆虫・クモ・サソリ類

ヒアリ  
 アカミアリ  
 アルゼンチンアリ  
 セアカゴケグモ  
 ハイロゴケグモ  
 ジュウサンボシゴケグモ  
 クロゴケグモ  
 イトグモ属3種  
 ジョウゴグモ科の2属全種  
 (アトラクス属・ハドロニユケ属)  
 キョクトウサソリ科全種

### 特定外来生物のリスト

#### 鳥類

ガビチョウ  
 カオジロガビチョウ  
 カオグロガビチョウ  
 ソウシチョウ

#### 魚類

オオクチバス  
 (フロリダバスを含む)  
 コクチバス  
 ブルーギル  
 チャネルキャットフィッシュ

#### 植物

ナガエツルノゲイトウ  
 ブラジルチドメグサ  
 ミズヒマワリ

平成17年6月1日現在

## お知らせ

- 学術研究、展示、生業の維持などの目的で特定外来生物の飼育等をしたい方は、主務大臣の許可を受けることが必要です（オオクチバスなどの管理釣り場（いわゆる釣り堀）や養殖場についても、本法の許可が必要になります）。
- ペット・観賞の目的で特定外来生物の飼育等をする事は禁止されています。しかし、平成17年6月1日現在既に飼育等をしていた個体に限り、許可を得て飼育等を行うことができます。その場合、平成17年12月1日までに許可の申請を行う必要があります。
- 特定外来生物以外にも「未判定外来生物」、「種類名証明書の添付が必要な生物」については、輸入に制限がかかります。
- 手続などの詳細につきましては、裏面の「お問合せ先」までご連絡ください。